

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年二月一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ウエストランド

所在地 津山市二宮字上野七一番ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社三和

住所 津山市川崎一四七番地

代表者の氏名 代表取締役 石原 祐佑

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）

- (1) 株式会社イズミ 午前九時
- (2) 株式会社マルイ 午前十時
- (3) 有限会社セノヲ 午前十時
- (4) 株式会社バックス 午前十時
- (5) ハシツウモバイル株式会社 午前十時
- (6) 菅田株式会社 午前十時
- (7) 日笠商事株式会社 午前十時
- (8) 株式会社ザグザグ 午前十時
- (9) 株式会社ミツバファクトリー 午前十時
- (10) 高谷株式会社 午前十時

(変更後)

- (1) 株式会社イズミ 午前九時
- (2) 株式会社マルイ 午前九時
- (3) 有限会社セノヲ 午前九時
- (4) 株式会社バックス 午前九時
- (5) ハシツウモバイル株式会社 午前九時
- (6) 菅田株式会社 午前九時
- (7) 日笠商事株式会社 午前九時
- (8) 株式会社ザグザグ 午前九時
- (9) 株式会社ミツバファクトリー 午前九時
- (10) 高谷株式会社 午前九時

4 変更年月日

平成三十一年一月二十二日

二 届出年月日

平成三十一年一月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十一年二月一日から同年六月三日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部経済政策課